

令和8年度 飯田市公共施設個別施設計画（産業振興施設編）に係る 現地調査業務委託 仕様書

第1条（適用範囲）

本仕様書は、飯田市が実施する『令和8年度 飯田市公共施設個別施設計画（産業振興施設編）に係る現地調査業務委託（以下「本業務」という。）』について適用する。本業務は、契約図書関係規定及び本仕様書に基づき実施する。

第2条（業務目的）

本業務は、飯田市産業経済部が所管する施設（別紙リスト参照）について、飯田市公共施設等総合管理計画における施設類型毎の管理に関する基本方針に基づき、効率的かつ円滑な更新を実現する上で、当該施設の延命化を図り、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減を目的とした長寿命化計画（個別施設計画）を策定するための資料とすることを目的とする。

第3条（作業方針）

本業務の遂行にあたっては、飯田市公共施設等総合管理計画を基礎資料とする他、必要となる施設の基礎的項目（敷地や法規制、建物構造に関する情報）等の各種の前提条件については、飯田市から情報提供を受けるものとする。

第4条（中立性の保持）

受託者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

第5条（公益確保の責務）

受託者は、業務を行うにあたり、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

第6条（提出書類）

受託者は本業務の契約締結及び業務完了にあたり、以下の書類を飯田市に提出し、承認を得るものとする。また、変更する場合においても同様とする。

1 契約締結時

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届（経歴書添付）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施計画書（班編成・業務分担・連絡体制等）

2 業務完了時

- (1) 業務完了届
- (2) その他飯田市が指示する書類

第7条（実施体制）

本業務の実施にあたっては、飯田市の意図及び目的を十分理解した上で、経験豊かな技術者を定め、適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、飯田市が定める担当職員と常に密接な連絡をとり業務遂行を図るものとする。また、本業務の実施にあたり、突発的な打ち合わせや細部に渡る調整等が想定されるため、受託者は常に連絡が取れる体制を確保し、発注者の求めにより、現場での打合せが可能な対応を図るものとする。

第8条（管理技術者等）

受託者は、本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、飯田市に届け出るものとする。管理技術者、照査技術者及び担当者のうち1名以上は技術士登録の総合技術監理部門（都市計画及び地方計画）、建設部門（都市計画及び地方計画）、RCCM（技術士と同様の部門に限る）、一級建築士（建築士法）いずれかの資格を有する者を配置しなければならない。また、受託者は、平成29年度以降において元請として、1件以上の同種業務実績（学校施設等の長寿命化計画、公共施設等長寿命化計画等）を有すること。（現在契約中も含むものとする。）

受託者は長野県内に本店又は支店があり、建設コンサルタント業かつ1級建築設計事務所登録を有するもので、飯田市に入札参加資格登録があること。

なお、本業務の実施にあたっては、「学校施設の長寿命化策定に係る手引き（平成27年4月）」及び「同解説書（平成29年3月）」を参考に実施することとする。

※管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、それぞれを兼ねることはできない。

第9条（品質管理）

受託者は、ISO9001に準拠した品質管理システムのもとに、また、ISO27001に基づく資産価値の管理に対する考え方を踏まえ業務を遂行しなければならない。なお、契約締結前に品質管理マネジメントシステム及びアセットマネジメントシステムの認証を証明する書類の写しを提出し、飯田市の了承を得るものとする。

第10条（工程管理）

本業務の実施にあたり、業務工程表及び業務実施計画書に基づき、適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時報告しなければならない。

第11条（打合せ協議）

業務の適正な遂行を図るため、また手戻りの生じないよう担当職員と密接な連絡をとり、その都度打合せ記録簿を作成し相互に確認する。また、業務遂行上必要となる関係機関に対しては、上述の資料に基づき協議を行う。

飯田市との打合せは業務着手時、業務中間時、成果品納入時を基本とするが、必要に応じて適宜行うものとし、原則として管理技術者が立ち会うものとする。また、飯田市の求

める資料を作成し提出をするものとする。

なお、受託者は、その専門的な知見を活かし、飯田市に対し業務に関する助言・提案を行い、業務の円滑な実施をサポートするものとする。

第12条（関係機関との協議）

受託者は、関係機関等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく飯田市に報告するものとする。

第13条（留意事項）

業務の実施に当たっては、安全対策について飯田市関係者と誠意をもって十分協議・対策を講ずるものとする。

第14条（疑義）

本業務の解釈について疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、飯田市・受託者の協議により決定する。また、両者は誠意を持ってこれにあたるものとする。

第15条（検査）

受託者は、本業務を完了したとき、業務完了報告書、引渡書とともに、成果品を飯田市に提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受けなければならない。

第16条（成果品に対する責任）

検査完了、引き渡し後であっても成果品の内容等に不備又は誤りが発見された場合は、受託者の責任と費用負担によって速やかに成果品の訂正、補足をしなければならない。

第17条（成果品の帰属）

本業務の成果品は、すべて飯田市に帰属するものとし、飯田市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。また、業務上知り得た諸事項について、第三者に漏らしてはならない。

第18条（貸与資料及び行政情報流出防止）

本業務において取り扱う各種資料や各種データには、飯田市における多数の重要事項が含まれているため、受託者は、情報セキュリティの重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように慎重に取り扱い管理運用を行うものとする。なお、貸与した資料は、業務完了後速やかに返却するものとする。

第19条（業務内容）

1 現況把握

(1) 既存資料収集・整理

対象施設における改修、整備に関する経過等の情報収集・整理を行う。

(2) 対象施設の劣化状況等の把握

当該施設の実態把握を目的として、建築年次や構造等の基礎的情報の他、建物や設備等、駐車場等の敷地・規模、耐震性の有無等の属性、供用部（廊下・階段・機械室等）及び調査可能な個室等について外観目視を主体とした現地調査を実施する。併せて、対象施設周辺の土地利用や周辺道路整備状況の現状等についても現地踏査により概況を把握する。また、現地踏査を行う際は、各施設常駐職員にヒアリング調査を行う。

(3) バリアフリー対応状況の把握

誰もが利用しやすい施設となっているか、関連法令または基準の観点から状況を把握する。

2 報告書とりまとめ

現地踏査の内容に基づき、現状と課題の整理を行うなど、基礎資料として利用しやすい形式で、簡潔にわかりやすくとりまとめるものとする。また、対象施設全体における改修優先順位及び施設内の改修優先順位（目標耐用年数の設定）などについて専門的観点から助言を行う。

第20条（成果品）

本業務における成果品は以下の通りとする。

- (1) 施設劣化状況調査報告書 3部（A4版簡易製本）
- (2) 実施工程表 1式
- (3) 打合せ議事録 1式
- (4) 上記電子データ 1式
- (5) その他担当職員が必要と認めた資料 1式

第21条（その他：安全対策等）

- (1) 現地調査作業中は服装に十分配慮し、みだれた服装はしない。
- (2) 調査対象施設は不特定多数の利用者があるため、周囲には十分な配慮をする。
- (3) 可能な限り施設利用者不在時に調査できるよう、調査日程については担当職員と協議を行う。